

仕 様 書

第 1 件名

令和 8 年度「TOKYO 観光 PR 隊」管理運營業務委託

第 2 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

第 3 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

第 4 事業目的

東京都及び TCVB は、海外に向けた東京の魅力発信に意欲のある若者を募集し、「TOKYO 観光 PR 隊（以下「PR 隊」という。）」に任命し、公式 SNS アカウント等を通じて若者目線による海外への東京の魅力発信を行うことにより、主に海外の若年層を対象とした観光プロモーションを実施する。

これにより、これからの東京を担う若者の海外への情報発信力を強化し、かつ本情報発信を通して参加者の東京への理解・愛着を深めるとともに、過年度を含めた本事業の参加者及びその友人家族らを起点に、都民へのインナーブランディングの醸成・波及を図ることを目的とする。

【本事業の対象となる SNS アカウント等】

ア. SNS アカウント（以下「SNS アカウント」という。）

Instagram アカウント <https://www.instagram.com/tokyobesties/>

YouTube アカウント <https://www.youtube.com/@Tokyobesties>

イ. ランディングページ（以下「LP」という。）

<https://tokyobesties.tokyotokyo.jp/>

第 5 全体運営

1 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、「東京のブランディング戦略」を策定した。本事業の実施に当たっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとして決定したアイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」及びアイコンについては以下を参照すること。

- ・ 東京のブランディング戦略について

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

- ・ アイコンについて

2 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- (1) 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め、体制管理を徹底すること。なお、SNS アカウントにおいて、英語による情報発信を適切かつ速やかに行うために、英語のネイティブチェッカー又は同等の英語力/日本語力を有するものを体制に含め、円滑で迅速なコミュニケーションを図ること。
- (2) 委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう、契約締結後、速やかに委託業務スケジュールや運営体制を明記した実施計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。また履行に当たっては、進捗状況を綿密に TCVB へ確認・報告すること。事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。
- (3) 本事業における企画運営全般の実施にあたり、関係者との調整や施設許諾等は受託者で対応することとし、必要な経費は委託費に含むこと。
- (4) 東京都及び TCVB が発信するプレスリリースや各種資料について、必要なデータや掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。

3 SNS アカウントの運営について

- (1) 東京の観光産業全体の振興に資するべく、公平かつ専門的な視点をもって運営すること。
- (2) 投稿スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。
- (3) 発信する情報については、原則として受託者が情報や必要な画像・映像を収集すること。また、掲載許可も受託者が取得すること。
- (4) 著作権・肖像権等の所在について十分に留意すること。
- (5) 固有名詞の表現等については、TCVB に確認すること。原則として、観光地の名称については、施設等の公式な表記に合わせる。また、東京の観光公式サイト(GO TOKYO)の記載も参考にすること。
- (6) 投稿は、原則として、英語での発信とするが、投稿種類や訴求ターゲットに応じて英語以外での発信が効果的であると判断される場合は、事前に TCVB と協議し対応を決定すること。なお、英語での発信内容は、作成、翻訳、校正をネイティブ、又はネイティブレベルの原稿作成能力かつ原稿作成経験を有する者が行うこと。また校正については、文法や語法を中心としたチェックに留まらず、英語が母国語である地域における文化的側面や実生活における言い回しなども考慮して行い、機械翻訳のみの対応は不可とする。
- (7) 運用に当たっては、日本政府観光局による『効果的な情報発信を行うための Instagram 運用ガイドライン』を参照すること。

※JNTO デジタルマーケティング ガイドライン集 URL

<https://www.jnto.go.jp/eng/download/index.html>

第6 委託内容

受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、以下の業務を効果的に企画・制作し、円滑に運営実施すること。実施においては、若者の本事業への参加意欲を高めるとともに、本事業の目的を果たすための工夫を十分に行うこと。

1 事務局の設置及び運営

(1) 事務局の設置・事業管理全般

- ア 「第5 全体運営 2 実施体制」を踏まえ、本委託内容への対応、特に後述の「第6 委託内容 5 サポート・安全管理等」の項目に柔軟に対応可能な事務局を開設すること。
- イ SNS アカウントの保守管理等
SNS アカウントについて、必要に応じて前年度の受託者からアカウント情報を引継ぎ、適切な設定を行い受託後速やかに運用を開始できるように準備すること。
- ウ PR 隊 LP の保守管理・更新
ページの公開・運用に必要なドメイン及びサーバー環境について、受託者にて取得（費用は委託費に含む。）し、適切に構築、保守管理、更新を行うこと。
- エ 契約満了若しくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎを適切に行うこと。なお、契約期間中の業務履行に支障をきたさないように留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこととし、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費及び新規受託業者への引継ぎに係る費用は、委託費に含まれるものとする。

(2) 事務局運営全般

- ア SNS アカウント及び LP について、後述「3 PR 隊の情報発信について」をふまえ、効果的かつ円滑に運用・管理・更新を行うこと。PR 隊全員が年間を通じて情報発信が行えるよう、事務局にて適切調整・支援・フォローを行うこと。
- イ 委託期間を通じ、PR 隊の選考や結成、活動、会合等に当たって、必要に応じて会場、講師、資料等を手配・制作すること。なお、手配及び制作に係る費用は委託費に含むこと。
- ウ PR 隊活動開始時の自己紹介及び活動期間中の事務局からの各種配信に使用する素材として、プロのカメラマンによる PR 隊の撮影を行うこと。なお、手配

に係る費用は委託費に含むこと。

エ 活動期間中を通じ PR 隊のモチベーションの維持・向上を図るとともに、東京への愛着醸成、メンバー間のチームワークやリーダーシップの育成につながる取組を実施すること。

オ PR 隊が活動中に課題や困りごとが生じた場合には、本人の状況を確認の上、必要に応じて TCVB と対応を協議し、活動状況の把握に努めること。

(3) インナーブランディング強化に係る計画の立案

「第4 事業目的」を達成するため PR 隊の育成、意識啓発等を含む計画・全体像、活動スケジュールを立案すること。その際、令和7年度のPR隊による情報発信の考察を踏まえたものとするほか、過年度PR隊の参画等も検討すること（過年度PR隊の参画に関しては、個人情報管理の観点から、企画を実施決定後、一義的にTCVBよりコンタクトを図るものとする。）。

(4) PR 隊の活動支援

後述3～5のとおり、PR 隊の活動の企画及び支援を行うこと。

(5) PR 隊任期終了時

PR 隊からの申請に応じて活動証明書等を発行し、TCVBに報告すること。なお、対象は年間を通じて積極的に活動に従事した者とする。また、発行基準をあらかじめ設定の上、TCVBの確認をもって確定とし、書面を準備すること。

2 PR 隊の募集・選考及び結成

(1) 募集対象

ア 現住所が東京都内にある、又は都内に通学している若者（13歳から22歳までを指す。）から広く募集する。国籍は問わない。未成年者は保護者の同意が必要。

イ 日本語での意思疎通に問題がない者（日本語を母語としない者の場合、日本語能力試験N2程度）。

ウ 英検2級以上又はそれと同等の英語力を持つ者が望ましい。

エ SNSの公開アカウント等にて情報発信の経験を持つ者が望ましい。また、可能な限り自身のSNS等でも、PR隊になったこと等を発信できる者が望ましい。

オ 活動期間中原則として途中離脱不可であることを承知している者。

(2) 活動期間：令和9年3月末まで、計9ヵ月程度

(3) 人数：10名以上（概ね15名以内想定）

(4) 活動参加費／謝礼：いずれもなし。ただし参加者はボランティア保険等の保険への加入を原則とし、手配・費用等を本委託に含めること。

(5) PR 隊の募集・選考

- ア 最終的な募集要項、選考基準等については TCVB の承認を経て決定し、作成すること。
- イ PR 隊は原則会期を通して最後まで活動することを前提に採用すること。また、やむをえず途中離脱が発生する場合に備えて、年間を通じて「第6 委託内容 2 (3)」にて規定する活動規模を維持できるように、募集時の採用人数を含めた運営を想定し、必要に応じて調整を図ること。
- ウ 募集に際しては既存の LP を活用・更新の上、情報を掲出すること。応募先及び問い合わせ先は受託者が設置する事務局が対応すること。
- エ 本事業を周知し、SNS での告知や広告配信等、応募を促進する広報活動を行うこと。応募状況は定期的に TCVB に報告し、不調の場合は TCVB と対応を協議すること。
- オ 応募者の選考を行うこと。年代、性別、地域、公募時の企画提案内容などを考慮し、バランスよく任命し、結果は応募者全員に通知すること。なお、結果通知までを令和 8 年 6 月末日までに完了すること。

(6) PR 隊の結成

- ア 前項の募集過程を経て採用が決定した合格者に対し、活動開始前に、本事業に係る参加意思を確認する活動同意書を回収すること。なお、活動同意書は受託決定後に提供する前年度内容をふまえ、必要に応じて内容を更新し、TCVB 確認の上、確定とすること。
- イ 本事業の SNS アカウント概要や、SNS 投稿におけるコンテンツ制作の流れや留意点、著作権の所在等をまとめた活動ガイドラインを作成し、PR 隊採用予定者に配布すること。併せて活動開始前にオリエンテーションを実施し、PR 隊へ確実な周知を行うこと。
- ウ PR 隊結成時にメンバー全員に任命証を交付すること（活動時でも利用できるような名刺サイズのを想定しているが、詳細は TCVB と確認の上準備のこと。）。)

3 PR 隊の情報発信について

(1) LP の運用管理・更新

- ア 必要に応じて前年度の受託事業者からの運営引継ぎを円滑に行い、令和 8 年度受託者にて LP 用のサーバーを準備すること。
- イ PR 隊募集にあたり、募集要項や活動内容を分かりやすく訴求する募集ページを作成すること。なお、パソコン、スマートフォン、タブレット等、主要端末で表示が最適化されるようレスポンス対応を考慮して制作すること。
- ウ 年間を通じて、前項の募集時を除き、2 回以上の LP 更新を行うこと。なお、PR 隊結成（メンバー紹介）及び活動終了時等の更新は必須とし、その他中間の活動報告等をふまえ、2 回以上の内容更新を行うこと。更新にあたり、既存

ページのトーンに合わせて PR 隊の活動の様子をより魅力的に見せるように効果的に写真付きで英語及び日本語で紹介すること。

(2) SNS アカウント運用及び制作体制

ア 概要

(ア) 発信ターゲット：

PR 隊と同世代となる、主に欧米豪の若者を中心に設定すること。

(イ) 媒体：

原則として、Instagram アカウントをメイン媒体とし、必要に応じて前項の発信ターゲット層や SNS の潮流等も考慮した上で本事業に適したその他 SNS (YouTube、Facebook 等) を活用すること (複数アカウントを運営する場合は、同一コンテンツの転載展開等を想定)。

(ウ) 投稿までのフロー：

PR 隊メンバーにより作成された投稿案を事務局・TCVB にて確認し、最終承認を得た投稿案を事務局にて公式 SNS アカウントに投稿する。詳細は、後述のオ～コを確認のこと。

(エ) 発信言語：英語を中心に、日本語を付けること。

イ 投稿スケジュール等を明記した運営計画書を月ごとに作成し、TCVB の確認を得ること。投稿前に、余裕をもって最終的な TCVB の承認を得られるスケジュール管理を心掛けること。

ウ 発信内容：PR 隊による投稿案は以下を前提とする。

- ・若者視点による身近な東京の魅力紹介 (必ずしも取材を前提としたものでなく、日常的な体験や気づきを切口とした内容も可)
- ・PR 隊の趣味・特技を活かした発信
- ・PR 隊間の交流を活かした複数名による共同発信

エ 投稿制作と頻度：PR 隊が作成する投稿は、選考後 PR 隊が活動を開始する 7 月より、各月 16 本以上発信すること。

投稿種別	概要	頻度と本数	備考
①個別投稿	PR 隊各自に企画・制作を行う。	1 人あたり月 1 回以上	※ 1
②共同投稿	複数の PR 隊メンバーが企画・撮影・編集等を分担・協働して共同投稿を制作する。	①と合わせて、月に 16 回以上となる	※ 2

※ 1 やむを得ない場合はストーリーズでの発信も可とする。

※ 2 共同投稿の実施に当たって、事務局がグループ編成、連絡調整を行うとともに、必要に応じてオンライン会議の設定や東京の観光情報提供など、PR 隊が制作しやすい環境づくりを行うこと。

※ 3 PR 隊全員が年間を通じて継続的に情報発信が行えるよう、事務局が適切な調整・支援・フォローを行うこと。なお、参加者のやむを得な

い事情により投稿頻度の調整を検討する場合には、事前に TCVB と協議すること。

- オ PR 隊作成のコンテンツについては、発信の流れは以下に従うこと。なお、企画案及び掲載内容の確認・助言については TCVB の承認も得ることとし、1 投稿につき、企画案提出から原則として 3 週間以内に発信すること。PR 隊メンバーによる投稿案作成のための助言・示唆・フォローアップを行うこと。

	参加者	事務局
①企画案	作成	確認・助言
②撮影・取材 (必要に応じて)	実施	物件等への許諾申請、日程等調整
③掲載コンテンツ	作成 (投稿用静止画、映像編集を含む、投稿原稿の作成)	<ul style="list-style-type: none"> ・確認・助言 ・PR 隊が撮影した素材を使い投稿動画を修正編集 ・英語のネイティブチェック
④発信	—	投稿・コメント管理等

- カ 掲載コンテンツ (写真、動画、文章等) について、必要に応じて掲載前に物件等の許諾を得ること。
- キ 掲載コンテンツの事実関係の正誤等を慎重に確認すること。
- ク 掲載コンテンツにおける英語ネイティブチェックを、ネイティブ又はネイティブレベルの言語能力を有する者が行うこと (機械翻訳の使用は不可)。実施に当たっては、SNS での発信であることも考慮した、不快感を与えない言葉・文章になるように留意すること。
- ケ 必要に応じて、PR 隊による投稿案作成を補助するような映像編集ソフトを用意すること。
- コ SNS アカウントの管理
- (ア) プロフィール欄の管理、投稿、フォロワー・フォローバック管理や、コメントや DM 等のユーザー対応等、アカウント運営に係る管理全般は事務局が行うこと。
- (イ) コメントやリスク管理等、アカウントの管理の対応全般について、速やかに方針を策定した上で管理を進めること。特にネガティブなコメントや不正アクセス等については、迅速に必要な措置を講じること。同方針は必要に応じて適切に更新すること。

(3) 効果的な情報発信に係る施策

ア 事務局による投稿

- (ア) 前項 (2) の PR 隊による投稿とは別に、「第 6 委託内容 4 PR 隊のスキルアップや体験企画の立案及び実施」に係る PR 隊の活動報告等、事業

全般に係る周知や報告事項について、事務局にて投稿案を作成、活動の様子を撮影し、適切に投稿を行うこと。なお、投稿の頻度・内容は事前にTCVBの承認を得ること。

(イ) PR 隊からの SNS 投稿企画案がない場合は、事務局が投稿促進を目的としてテーマの提示や素材の募集を行うとともに、必要に応じて投稿内容の作成・編集サポートを行うこと。なお、前項(2)のPR 隊による投稿と同様に掲載前に物件等の許諾を取得し、事実関係の正誤等を慎重に確認すること。

イ SNS アカウントの活性化のための対応

(ア) PR 隊と同世代の海外若年層の SNS トレンド、世界的な情報発信動向及び SNS の機能・仕様変更等の関連情報を継続的に把握し、事業目的を踏まえた投稿コンテンツの制作・発信を行うとともに、必要に応じて運営計画及び情報発信手法の見直し・調整を行うこと。

(イ) SNS アカウントの活性化やフォロワー獲得を目的とした広告配信を実施すること。運用においては、適切な KPI (PR 隊メンバーの活動モチベーションの維持・向上につながるものがのぞましい) を設定の上、定期的に効果測定及び実績報告を行うこと。また、各広告媒体掲出先のポリシーや規定等を確認し必要な対応を行いつつ、広告手法・頻度・デザイン等の柔軟な見直しや追加措置等を図り、効果を最適化すること。

ウ 季節感のある投稿や時節柄タイムリーな投稿についても、上記アに記載の日常的な投稿のスケジュール管理と分けたスケジュール管理や投稿順の変更を行う等により、柔軟に取り入れること。

4 PR 隊のスキルアップや体験企画の立案及び実施

本事業における情報発信の実務に精通した講師(例:本事業で使用する SNS におけるインフルエンサー等)を起用し、以下のとおり、PR 隊参加者の情報発信力の向上のための研修や企画を実施すること。なお、講師候補は東京都の観光 PR 施策であることをふまえ、複数人選を提示し、TCVB の承認を得て決定し、手配を行うこと。

(1) スキルアップ企画(ワークショップなど):海外への情報発信のコツ、動画制作の体験活動など、SNS 運用をふまえたレクチャー的な内容を含む企画を、活動間中に2回以上実施すること(できる限り対面が好ましいが、内容・状況によってはオンラインワークショップも可)。

(2) 個別指導:参加者が制作した各投稿についてのフィードバック・投稿作成補助

(3) アクティビティ企画:

PR 隊同士の交流を深めるとともに、投稿意欲を高めることを目的とした都内の様々な地域の文化を学び、観光地としての東京の魅力の深掘り・気づきを促す企画を期間中に2回以上実施すること。また、TCVB や東京都が企画を紹介・斡旋する場合は可能な限り対応すること。

<アクティビティ企画例>

- ・PR 隊による企画会議
- ・PR 隊参加者による投稿コンテンツの共同製作
- ・投稿テーマのアイデアとなりうる文化体験
- ・地域と連携した PR 隊による取材企画
- ・令和 7 年度の PR 隊による情報発信の考察や PR 隊 OB/OG との交流等、複数
年でのインナーブランディングの波及につながるアクティビティ企画

(4) 企画実施に当たっての留意事項

- ア 参加者全員の参画を促進するため、効果的な周知、動機付けのための工夫等を含む必要な呼びかけ及び仕掛けを積極的に行うこと。
- イ 戸外で実施する場合は荒天時等を想定した代替対応についてもあらかじめ検討・準備すること。

5 サポート・安全管理等

- (1) PR 隊の参加者及び応募者等からの問い合わせについて、円滑に対応できる体制を構築すること。
 - ・募集期間中は、少なくとも平日（年末年始を除く）の 9:30~17:30 は対応できる体制とすること。
 - ・PR 隊活動期間中は、参加者の活動可能時間を踏まえ、コミュニケーションの取りやすい対応時間を設定すること。
- (2) 参加者と十分なコミュニケーションをはかりながら活動を円滑に進め、未成年の参加者を起用する場合は、特に細心のサポートを行うこと。
- (3) PR 隊メンバーの投稿制作や取材にあたり、必要に応じて事務局が同行し、適切な対応やフォローアップを行うこと。
- (4) その他、本事業に係る安全管理や緊急時対応など、柔軟かつ適切に対応すること。

6 効果測定及び実施報告

本委託業務の実施効果を把握するため、効果的な効果測定の指標、方法、目標値等を検討の上、効果測定を行い報告すること。その際、アンケートや SNS 分析等を実施し、参加者及びその友人家族らの東京への理解・愛着の変化についても、期間中 3 回程度効果測定すること。

全ての取り組みにおいて、提示可能な数字は TCVB に共有するほか、それをもとに有効性を示せる KPI を前もって提示し、合意を得た上で効果測定を行い、実施報告書を作成すること。

(1) 効果測定

実施効果を把握するための効果測定の指標、手法、目標値等を検討の上、効果測定を行うこと。

(2) 実施報告書

以下のとおり、PR 隊実施内容、SNS 投稿、活動企画等の実施内容とともに前述の(1)の結果と合わせて TCVB に報告すること。また、TCVB から内容不備等の指摘があった場合、修正対応すること。

ア 中間報告書

11月を目途に上半期の運営状況を振り返り、実施状況をまとめて、分析し、その結果を踏まえて改善すべき点があれば整理・報告すること。

イ 最終報告書

契約満了日を目途に最終報告書を作成すること。

第7 完了報告と契約代金の支払いについて

1 契約代金の支払いについて

受託者への支払は、委託完了届等による TCVB 担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

2 完了報告と成果物の提出について

(1) 委託完了届

別紙「委託完了届」を提出すること。

(2) 実施報告書

「第6委託内容 6(2)イ」で作成した最終報告書を A4 で、電子データを納品すること。

目次、体裁、提出期限等は TCVB と協議の上決定する。エクセル等を使用する場合には別紙として添付すること。

(3) その他

アカウントの管理に必要なその他データ

第8 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*第14に定めるところによる。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx

第9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第10 秘密の保持

受託者は、本仕様書第9により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

本仕様書第9により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責

務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

第 1 1 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第 1 2 個人情報の保護等

- 1 「東京観光財団個人情報取扱要領」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」***に定められた事項を遵守すること。

また、本事業の遂行にあたり「第 9 第三者委託の禁止」により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」にある事項を遵守させること。

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

- (1) 本事業の遂行に当たって入手した氏名・メールアドレス・電話番号・住所など
 - (2) 「第 6 委託内容」の 1 及び 2 に定める事務局運営業務において受託者が収集する応募者及びお問い合わせ者の情報（氏名、電話番号、メールアドレスなど）
 - (3) 「第 6 委託内容」の 2 に定める事務局運営業務において受託者が収集する保険加入対象者の情報（氏名、電話番号、住所、メールアドレス、生年月日、性別など）
 - (4) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（ユーザー ID やアカウント名など）が（1）から（3）と同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- 2 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」****及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*に定められた事項を遵守すること。

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、本事業の遂行にあたり「第 9 第三者委託の禁止」により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証
- 3 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。
 - (1) TCVB 職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど
 - (2) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie な

ど)も(1)と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

第13 その他

- 1 TCVBは必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 2 本仕様書に記載のない条件については両者協議の上、決定する。
- 3 その他手配条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- 4 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては、TCVBと協議のもと進めること。
- 5 契約満了若しくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。
- 6 本事業の委託者はTCVBであるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- 7 天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第17条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- 8 本事業は、令和8年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和8年度TCVB収支予算が令和8年3月31日までにTCVB評議員会で承認された場合において、令和8年4月1日に確定するものとする。

以上

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 電 話：03-5579-2683
--